

議案第 6 2 号

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 5 年 6 月 3 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

墓地のより円滑な使用に供するため、この条例を定めようとする。

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成11年関市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「前に使用許可を受けた者」の次に「（関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成25年関市条例第 号）による改正前のこの条例附則第4項の規定により墓碑等を建立することができないと市長が認めた者であって規則で定める相当の理由があり平成28年3月末日までに墓碑等を建立することができないと市長が認めるものに限る、かつ、平成25年6月末日までに使用場所の全部を返還した者を除く。）」を加え、「平成15年4月1日」を「平成25年7月1日」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、改正後の第7条第1項中「3年以内」とあるのは「平成28年3月末日まで（関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成25年関市条例第 号）による改正前の関市墓地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成11年関市条例第11号）附則第4項の規定により墓碑等を建立することができないと市長が認めた者であって規則で定める相当の理由があり同日までに墓碑等を建立することができないと市長が認めるものにあつては必要と認める期間まで）」と、改正後の第16条中「第7条第2項の規定により使用許可を受けた後3年以内又は第12条及び第13条第1項の規定により使用許可を受けた後5年以内」とあるのは「平成28年3月末日まで」と、「2分の1に相当する額」とあるのは「全額」と読み替えるものとする。

附則第4項を削る。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。